

第3回宇都宮市自治基本条例を考える会議提言書検討委員会（概要）

■ 日時

平成20年1月24日（木）

■ 会場

宇都宮市役所 15A会議室

■ 出席者

- ・ 委員 井上委員，小針委員，酒井委員，船津委員，陣内委員，砂長委員（委員名簿順）
- ・ 事務局 行政経営課行政改革担当主幹，行政経営課行政改革グループ係長，文書法制グループ係長，管理グループ係長，事務局職員

■ 会議経過

1 開会

2 議事

(1) 提言書の内容について（資料1）

ア 資料の説明

事務局より，資料1について，前回会議資料から変更した部分（資料1の下線を引いてある部分）を説明

イ 議論

- ・ 前回議論した部分を含め，資料1の全体を議論した。
- ・ 出された意見を整理し，次回までに資料に反映することとした。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

（はじめに）

○ 委員

- ・ 末尾に，「宇都宮市民がさらに幸福に暮らすことができるようになることを願います。」とある。ここは，「宇都宮市民がさらに活力に満ち幸福に暮らすことができるようになることを願います。」と表現した方が良いのではないかと。宇都宮市民皆が自治に関心を持って行動する，という能動的・積極的な意味合いが出てくる。同じ表現の部分が後にも数多く出てくる。そちらも同様に修正したらどうか。

○ 委員

- ・ ここは，従前の「市民福祉の増進」を言い換えたところである。先程委員からご指摘があったが，この条例の中で，数多く同様の表現がなされている。そのた

め、修正は慎重にした方が良いのではないか。「活力」という言葉を入れると、意味が違ってしまふところもあるかもしれない。

○ 委員長

- ・ 全部ひとくくりに修正するわけにはいかない。その部分部分で適切かどうか判断して、修正していくこととなる。ここは、修正した方が適切であると考えられる。
- ・ この「市民が幸福に暮らす」という言葉は、市民提案ならではであると思う。市役所が原案を考えると、まずこのような言葉は出てこない。
- ・ 「福祉」という言葉についてだが、市役所の全体調整部門、例えば企画部門や総務部門では、「福祉」という言葉を非常に広く捉えているのが通常である。これに対し、一般市民の感覚では、狭義の意味で「福祉」を捉えていることが多い。その意味でも、「幸福」という市民感覚に基づいた言葉を使用していることは評価できる。

(1 自治基本条例を考える会議について)

○ 委員長

- ・ なぜ自治基本条例を作るのかについては、さらに踏み込んだ方が良く考えている。私と事務局でもう少し手を入れたい。いずれにせよ、この項が入ったことで、考える会議の委員の熱い思いが表現できてきたと思う。

○ 委員

- ・ 「早くから進めてきた市民協働の取組により、まちづくりにおいては市民と市の良好な関係が構築されています。」とあるが、「構築されつつあります。」の方が現状に合っていると思う。

○ 委員

- ・ 「良好な関係」ということは、永遠の課題のような気がする。

○ 委員長

- ・ 「構築されつつあります。」で良いのではないか。

○ 委員

- ・ 「取り組んでいかなければならない」と「取組」で送り仮名が入る・入らないの区別がされているが、何か意味があるのか。

○ 委員長

- ・ ここも含めて、市役所が作る文章は、「公用文」という書き方に合わせている。

○ 委員

- ・ 全体的なこととなるが、「市民」には、「自立・自律した市民」という意味合いが入るべきではないか。前文のどこかで定義できるところがあれば良いのだが。

○ 委員長

- ・ それでは、前文を議論する際に検討することとする。全体にかかるところでも

あるし、市民の定義のところでも検討できるかもしれない。

(4 宇都宮市自治基本条例に盛り込むべき内容 第1 前文)

○ 委員長

- ・ 先程の「自立・自律した市民」だが、ここに盛り込めば適切である、というところがあるか。

○ 委員

- ・ 前文にも入るかもしれないが、「1 自治基本条例を考える会議について」のところで付け加えたほうが良いかもしれない。

○ 委員

- ・ 今まで、普通の市民は自立・自律していなかったのか、という議論にならないか。

○ 委員長

- ・ 具体的にあてはめてみないと議論することは難しい。

○ 委員

- ・ 4 頁に「自立した自治運営」という言葉はあるが。また、15 頁には、「自己決定、自己責任」のところで、「自ら考え、決定し、自らの発言、行動に責任を持つこと。」とある。

○ 委員長

- ・ 市民の定義の中で規定していくことは難しいようである。
- ・ 今のご提案は次回までに事務局で適切な箇所を検討することとする。

(第3 自治の理念と基本原則 第2節 基本原則(7) 社会資源の利活用)

○ 委員

- ・ 補足説明の中で、「人を敬う心や物を大切にする心は、古来『もったいない』という言葉で表現されてきましたが」とあるが、人に対し、「もったいない」という言葉を使うのはいかがか。ここは、「人を敬う心とともに挙げられる、物を大切にする心は、古来『もったいない』という言葉で表現されてきましたが」と書くべきではないか。

● 事務局

- ・ 現在、市では、人を敬う心まで含め、万物を大切にする心を「もったいない」という言葉で表現し、「もったいない運動」を推進している。

○ 委員長

- ・ 今、市が推進している「もったいない運動」では、「もったいない」という言葉をそのように定義しているということか。それであれば、「古来『もったいない』という言葉で表現されてきた」というところが良くない。「古来」をはずした方がよい。辞書ではどのように記載されているか。

● 事務局

- ・ 一例であるが、①神仏・貴人などに対して不都合である、②畏れ多い。ありがたい、③そのものの値打ちが生かされず、だめになるのが惜しい、等となっている。この②及び③の意味で使用している。
 - 委員長
 - ・ 人を敬うという気持ちに対し、「もったいない」という言葉を使うのは違和感がある。
 - 委員
 - ・ 今の事務局の説明では、人に「もったいない」という言葉を使う場合、その人と人との間に上下関係があることが前提となっていないか。
 - 事務局
 - ・ もともと、「勿体無い」という言葉は、本体がない、というところから発生してきている。人や制度にも使用できるものと考えているし、上下関係があることを前提にしているわけでもないと考える。
 - 委員
 - ・ 市民がすんなりわかる表現であった方が良い。
 - 委員
 - ・ 「あの人は有能なんだから、もっと重要なポストに持ってこなければ、もったいない。」という使い方をすることもあるが、市民の大部分がこの言葉で想起するのは、「物」についてだけだと思われる。
 - 委員長
 - ・ ここについては、事務局で、「もったいない」の語源を調べて、表現を検討することとする。「もったいない」という言葉をこの補足解説に入れることを前提に検討して頂きたい。
 - 委員
 - ・ 語源を補足説明の中に記載するのも良いだろう。
- (第4 市民等の権利と責務 (1)市民の権利)
- 委員
 - ・ 「市民がさらに幸福に暮らしていくために」という言葉がいろいろなところで出てくる。条例化する際にうまく整理することとなるのだろうが、1か所でしっかり押さえて、後は整理した方が良いと思う。
- 委員長
 - ・ 「福祉」という言葉だと、簡単に記述できるのだが、このように「市民がさらに幸福に暮らしていくために」と記述すると、文章として目立つか。
- 委員
 - ・ 一般的には、「福祉」という言葉は狭い意味に捉えられる。
- 事務局

- ・ この部分については、「福祉」という言葉に戻すか、または「福祉」という言葉を使わず、大きく文章の構成自体を変えていくか、ということになると思う。
- 委員
 - ・ 「福祉」とは、医療や高齢者対策等だけではなく、広く「幸せ」全体を表す言葉であるという解説をつける手もある。
- 委員長
 - ・ 下線が引いてあるから目立つという面もある。事務局で検討することとする。
- 委員
 - ・ これがポイントだ、と思われるところは、繰り返し記載されていても良い。市民意識に訴えかけるものでないと。
- 委員
 - ・ このような法令は、一般的には、自分が関係するところしか読まれない。それを考えると、このフレーズは、何度も繰り返し記載されていて良いような気がする。
- 委員
 - ・ 「プライバシー権」という言葉が使用されているが、良いのか。
- 委員長
 - ・ 「プライバシー権」は、今度憲法改正がなされる際には、記載すべきだと言われるくらい、熟成している。法的に規定された言葉ではないので、やや先行してここで記載しているな、という感はあるが、判例上確立されている権利である。
- 委員
 - ・ ここの「市民がさらに幸福に暮らしていくため」には、「活力に満ち」という言葉が入ってきて良いと考える。
- 委員長
 - ・ ここは「活力に満ち」という言葉を入れる方向で、事務局で検討することとする。入れた資料を作成し、事務局から各委員に送付するので、再度、各委員の意見を事務局にフィードバックすることとしたい。
- 委員
 - ・ 19頁の「(4)非営利活動団体の責務」では、「市民がさらに幸せに暮らすことができるよう」とある。
- 委員長
 - ・ これを見ると、「市民がさらに幸福に暮らす」よりも「幸せに暮らす」の方が柔らかく、市民に受け入れられやすい表現と考えられる。
- 委員
 - ・ この条例は、市民の、「今もこれからも幸せに暮らしていきたい。」という思いを表現するものであると考えていた。「幸せ」の方が良い。

○ 委員長

- ・ 提言書検討委員会としては、「幸せ」で記載していくこととする。

((3) 地域活動団体の責務)

○ 委員

- ・ 補足説明に、「ここでのつながりとはネットワークを指します。」とある。地域の現状を考えると、「ここでのつながりとは対等の立場によるネットワークを指します。」と記載した方が良い。地域におけるネットワークは、自治会が強力で、対等の立場にないことが多い。

○ 委員長

- ・ ここでは「対等の立場による」という言葉を入れていくこととする。弱い人々の立場に立った表現を考えることは重要である。

((4) 非営利活動団体の責務)

○ 委員

- ・ 補足説明では、地域活動団体と同様、「対等の立場によるネットワーク」と記載した方が良い。
- ・ 枠囲みの中で、「互いに助け合いの精神のもと」とあるが、この表現はどうか。NPO関係者の中には、ひっかかる人がいるかもしれない。私たちは、このようなことに価値を見出しているのではなく、先進性、独創性、創造性に重きを置いているのだ、というような人がいると思われる。「社会を引っ張っていく力強さ」とでも言おうか。

○ 委員長

- ・ 事務局で、うまく補足説明ができるか。
- ・ ここで分科会の検討結果を整理するのは良いが、新しい提案を組み入れていく場合には、第2分科会の議論の結果を尊重しなければならない。

○ 委員

- ・ この枠囲みの中では、「先導」や「社会的使命」という言葉も入っているので、その中で読み込めるとは思う。

○ 委員長

- ・ それでは、ここはこのままの表現とする。

○ 委員

- ・ 「情報の共有」、「情報の発信」という言葉がたくさん出てくる。片方では、「個人情報」は守らなければならない。」というたがをはめている。相矛盾している部分がないか。

● 事務局

- ・ 現時点では、基本原則の「情報の共有」の中で、「各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する公共的課題及び公共的活動に関する情報の共有

に努めること。」と規定している。続く各部分が、ここを受ける形になっている。

○ 委員

- ・ 確かに、人命に関わる個人情報保護についても、基本原則の「情報の共有」の中で言及されている。

○ 委員長

- ・ 個人情報保護に関しては、過度に敏感になりすぎているところがある。本来は、個人情報を多数取り扱う事業者を規制するための制度であったはず。公共的活動、特に人命救助等に関しては、個人情報保護制度の適用外であることを明記していくことも考えられて良い。

((5) 事業者の責務)

○ 委員

- ・ ここは、「宇都宮らしさ」が表れたところ。他の自治体ではあまり踏み込まれていない。昨今の社会的混乱の多くが事業者起因している。第2分科会では、「事業者はそれぞれが一所懸命やっているのだから、自治基本条例であまり触れる必要はないのではないか。」という意見もあったが、そのような問題ではない。自治基本条例の中でも積極的に事業者の社会的責任を規定していく必要がある。

○ 委員長

- ・ この枠組みの中で規定されている他に、まず、法を遵守すること、コンプライアンスについて言及したいところではある。

○ 委員

- ・ 過労死、自殺問題もしかり。片方ではワーキングプアを生み出している。「従業員の業務と私的活動、公共的活動の調和を考慮しながら」と入れたのもそのあたりからである。ワーク・ライフ・バランスについても、そこで読み取ることができる。

● 事務局

- ・ CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任)、ワーク・ライフ・バランスという言葉についても、分かりやすく、補足説明に入れることとする。

(第5 議会の役割と責務 (1) 議会の役割と責務)

○ 委員

- ・ 「議会は、市政運営が適正に行われるよう調査、監視するとともに」とある。「監視」は強すぎる言葉ではないか。

○ 委員長

- ・ 議会は強力な監視機能を有すると言われている。強すぎるのではないかと、という御指摘だが、強いくらいが丁度良いとも言える。財政破綻した地方自治体があるが、議会がしっかりと監視機能を果たしていれば、回避できたはず。

((2) 議員の責務)

○ 委員

- ・ 枠囲みの中で、「市民全体がさらに幸福に暮らしていくことができるようにするため」というフレーズが2回登場している。ここは整理すべき。その場合、後ろの項目を、「議員はその職務の遂行に必要な識見について自己研鑽に努めること。」と表現したらどうか。

○ 委員長

- ・ 「市長の責務」についても同様のことが言える。委員のご提案をもとに、ここは修正することとする。

(第6 執行機関の役割と責務 (1)執行機関の役割と責務)

○ 委員

- ・ 「執行機関は、市の事務を公正かつ誠実に管理し、執行すること。」とある。ここで、「適正」に管理し、執行するという意味合いを入れる必要があるのではないか。変化をきちんと把握して、適正に、50万都市の運営にあたる必要があるのではないか。

● 事務局

- ・ 適正に市政運営していく、という使い方はあるかもしれないが、ここでは、もっと重い責務として、「公正かつ誠実に」事務の管理、執行にあたらなければならないということを規定している。

○ 委員長

- ・ 「適正」よりも「公正」の方が責務としては重い。公正は、「不平等」・「違法」に相對する言葉。「適正」に対する「不適正」は、「不平等」・「違法」の周辺のものを含んだ概念。「公正」と「適正」を双方使うと重複するきらいがある。ここは「公正」のままだがよい。

● 事務局

- ・ 本日欠席の委員から、「市長の責務には『市民の信託にこたえ』と入っているのに対し、議員の責務にはその文言が入っていないことを、どのように考えたら良いのか。」という意見を頂いている。
- ・ 事務局としては、市議会と執行機関双方を含む市に対して、市民は市政を信託しており、その市を代表する市長が、信託にこたえ、市政を執行していることを表現したつもりである。

○ 委員長

- ・ 憲法では、「国政を信託し」とある。しかし、それを分解していくと、個人である国会議員に信託していることになる。市議会議員と市長、双方に対して信託すると記載するか、それとも新たに条項を起こしてそちらで信託について触れ、市議会議員・市長の項目からは削るか。事務局で検討することとしたい。

((3)職員の責務)

○ 委員

- ・ ここでも「市民全体がさらに幸福に暮らしていくことができるようにするため」とある。非常に分かりやすい表現で、他の自治体ではあまり見ない表現であり、一つの宇都宮らしさである。

(第7 参画と協働 (1)自助, 互助, 共助, 公助)

○ 委員

- ・ 見出しが「自助, 互助, 共助, 公助」とある。さらに整理する必要があるのではないか。

○ 委員

- ・ これらの言葉を4つ羅列することに馴染みがなかったので、辞書を引いたところ、公助については記載がなかった。互助と共助は大体同じような意味であった。

● 事務局

- ・ これらの言葉は、昨年度ワークショップを行った際、意見の中で出てきたものである。
- ・ 国で、「社会保障の在り方に関する懇談会」が設置されているが、その報告書の中では、自助・共助・公助という言葉が使用されている。
- ・ 「補完性の原理」という言葉が使われることもある。

○ 委員

- ・ もし4つ使うのであれば、補足説明で解説を入れておく必要がある。

○ 委員長

- ・ 互助と共助をまとめ、補足説明で解説するというやり方もある。この見出しは、条文の見出しになっていくわけだから、いずれにせよ解説は必要

((2)地域主体のまちづくり)

○ 委員

- ・ 補足説明の1番目は、文章構成が分かりにくい。「重要なことですが」と否定的なニュアンスでつながっているように読めるが、その後ろでは肯定的なことがらが書いてある。

○ 委員長

- ・ 枠囲みの中の例示に、「小学校区等を基本とする」とある。明治時代に、行政単位として小学校区を設置したわけだが、現在、小学校区は非常に揺れ動いている。学校区が行政単位の一つとして成り立ちうるか、という問題。全国的に、合併都市では財政の制約もあり、どんどん学校区を統合している。中学校区も含めて、学校区が崩れだしてきている。「小学校区」を象徴的に出すのが良いのかどうかは難しい問題

○ 委員

- ・ 第3分科会で議論に一番時間がかかったところ。地域主体のまちづくりにおい

ては、みんなが集まって相談できることが、何よりもまず、根底にあるべきであろう。結局、「小学校区等を基本とする等の住民の生活圏に配慮した地域区分」というところで議論は収まった。本日の参考資料にも表れている実態もある。周辺部では、人口が爆発的に増えた地域があるにもかかわらず、何十年にもわたり自治会の地域区分が整合されてこなかった。

○ 委員長

- ・ 第3分科会でそこまで議論されているのであれば、ここで新たに整理するのは難しいか。
- ・ 文章構成が分かりにくいのはそのとおり。

○ 委員

- ・ 補足説明に、「宇都宮市においては、歴史的に」とある。今回合併した上河内地域・河内地域に配慮した表現にした方が良い。

○ 委員

- ・ 第2分科会でも、小学校区と自治会のエリアが一致しているところはまちづくりがうまくいっているとのこと意見があった。

● 事務局

- ・ 参考資料にあるとおり、小学校区・中学校区と自治会のエリアが一致しているところばかりではない。この条例の普遍性を考えると、条例の中で、例としても小学校区に言及するのはどうかと考える。

○ 委員長

- ・ この問題については、第3分科会の議論の結果とは別に、法制的に、または行政的に、ここからは条文として採用できない、というところがあるだろうから、そこで整理するしかないだろう。
- ・ 上河内・河内地域に配慮した表現についても事務局で工夫されたい。

○ 委員

- ・ 補足説明の文章のつながりについては、「数多くの地域区分がなされており」でひとまず区切った方が良いでしょう。

○ 委員

- ・ 補足説明に、「住民の生活圏に配慮した地域区分を理想とすべき」とあるが、「住民の生活圏の実態に」とした方が良い。第3分科会では、人が歩いて集まれる範囲が「生活圏」だ、という意見もあった。

((3)協働の推進)

○ 委員

- ・ 補足説明についてであるが、(1)・(2)の全部ではなく、その中でも市民生活に広く影響を与え、必要と認められるものについて、パブリックコメントを実施しているという理解で良いか。

● 事務局

- ・ そのとおり。

○ 委員長

- ・ そうであれば、補足説明の文章中の、「次に掲げるもののうち、」と(1)・(2)を削除した方が良い。

((5)住民投票)

○ 委員

- ・ 補足説明の文章は、主語が何なのかわかりにくい。

○ 委員長

- ・ ここでは、「常設型住民投票」、「個別設置型住民投票」について丁寧に説明する必要がある。ここは、大切なところであり、「個別に条例を設置するやり方」等と、分かりやすい書き方を検討した方が良い。

(第8 市政運営の基本事項 (2)財政運営)

○ 委員長

- ・ 現時点の案では、財政運営に関し基本的なところが定められているが、財政情報については、本来であれば公表することを規定した方が良い。

((3)市政運営の評価)

○ 委員

- ・ 「趣旨」という言葉が使用されている。「主旨」とどちらを使用すべきなのか。

○ 委員長

- ・ 法令では、「趣旨」が使用されている。

(条例の見直し期間の設定について)

○ 委員

- ・ 第3分科会では、この条例の制定後、一定期間内に内容を見直す機会を設けるべきではないかという意見や、いや、設ける必要はない、という議論があった。これについてはどう考えるべきか。

○ 委員長

- ・ 自治体の憲法を目指すのであれば、一定の恒久性を持たせなければならないと考えられる。一定期間内に見直す規定を設けると、安直に作ったのではないかと受け取られる可能性が高い。

○ 委員

- ・ 第3分科会では、国の憲法にも改正手続が規定されている、との意見が出た。

● 事務局

- ・ 何らかの事情変更があれば、特に改正手続が条例中に規定されていなくとも改正は可能である。
- ・ 4年に一度等の見直しを規定すると、政治利用されることが予見される。自治

体の憲法を目指すこの条例の性格から考えると、見直し規定を設けるべきでないと考える。

○ 委員長

- ・ 憲法の改正規定は、特別な手続きをとるから規定してある。
- ・ 提言書検討委員会としては、見直し規定は不要とする。

3 その他

事務局から、次回日程について説明

4 閉会